

平成19年度 第3回官業改革タスクフォース
追加資料要求項目に対する回答（経済産業省）

日本貿易振興機構（JETRO）

1. 機構の定員数の推移及び機構の業務量の変遷について、両者の関係がわかるような形で、資料を提示していただきたい。

（答）

1. 日本貿易振興機構（以下「機構」という。）の人員と業務量の関係につき、第一期中期目標を達成するために示した成果指標に対する主な実績値と職員数を取り纏めると以下のとおり。
2. 第二期中期目標期間においては、運営費交付金および国庫補助金事業費が縮減する中、第一期を上回る成果指標を中期計画で掲げている。
3. また、近年、独立行政法人化や法令の改正等に伴い、提出・作成・公表等が義務付けられている事項が増加しており、管理部門の業務量は増大している。

< 主な事業実績 >

| | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|---|---------|---------|---------|
| 対日投資案件発掘件数 （目標値：1,000件） | 1,141件 | 1,149件 | 1,156件 |
| 輸出商談件数 （目標値：8,000件） | 25,935件 | 32,864件 | 33,013件 |
| アジア経済研究所が行う開発途上国に関する調査研究の最終成果物に対する外部専門家の査読による総合評価 （目標値：3.5点） | 4.1点 | 4.2点 | 4.5点 |

< 職員数 >（1月1日現在の常勤職員数）

| | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 職員数 | 1,671人 | 1,645人 | 1,609人 |

（参考）平成10年度の常勤職員数 1,704人

但し、平成10年度の事業実績については、現在の実績評価体系が異なるので表示が困難。

2. 他の先進国では、JETROと同様の役割を果たす機関が存在するのか。また、その位置づけ、業務内容等、当該機関の概要がわかるような資料を示していただきたい。

(答)

各国とも概ねJETROと同様の役割を果たす機関が存在する。組織形態は、政府の一部局の場合、独立した政府関係機関の場合など、若干の相違はある。

| 地域 | G7 | | | | | | その他 | | |
|-----------------|---|---|---|---|--|--|---|---|--|
| 国 | 米国 | カナダ | 英国 | フランス | イタリア | ドイツ | 韓国 | オーストラリア | |
| 機関名 日本語 / 英語 | 商務省国際通商局 / International Trade Administration (ITA), U.S. Department of Commerce | カナダ国際貿易省 / International Trade Canada (ITCan) | 英国貿易投資総省 / UK Trade & Investment | 仏企業国際化推進庁 / UBIFRACNE | イタリア貿易振興会 / Istituto nazionale per il Commercio Estero (ICE) | ベルリン・パートナー / Berlin Partner GmbH | 大韓貿易投資振興公社 / Korea Trade Investment Promotion Agency (KOTRA) | 豪州連邦政府貿易庁 / Australian Trade Commission (AUSTRADE) | 豪州連邦政府投資促進庁 / Invest Australia |
| 機関の目的 | <ul style="list-style-type: none"> 米企業のビジネスマッチングの実施 訪米買付け・視察ミッションの派遣 見本市、展示会等でのUSパビリオンの出展 進出企業への情報提供 米国企業の情報、イベント情報等をEメールニュースレターにて情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> カナダ企業の国際ビジネス展開支援（双方向の貿易・投資促進） 貿易・投資促進ミッションの派遣・受入れ ハイテク、資源エネルギー分野の産業・企業交流 企業のパートナーリング（取引相手発掘）支援 | <ul style="list-style-type: none"> 英国企業の対外輸出・投資に加え、外資系企業を国内に誘致することを通じ、英国の競争力を強化することを使命とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 顧客に国際市場に関する情報を提供するとともに、市場へのアクセスを援助する。 | <ul style="list-style-type: none"> 中小企業を中心としたイタリア企業の国際化と外国市場への進出支援、海外からの投資の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ベルリンにおける貿易および対内投資の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 輸出促進を目標とした外国市場の開拓とミッションの実施 企業の国内外展示会への参加支援・ビジネス情報の収集、分析、提供 外国からの投資誘致の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 豪州製品の輸出促進 外国市場に関する情報の収集を提供 セミナー、展示会、トレードフェアの開催 トレードミッションの派遣 豪州企業の対外投資支援 | <ul style="list-style-type: none"> 対豪企業誘致（対内直接投資支援） 対豪投資、立地に関わる情報提供 バイオ等ハイテク部門の企業交流 |

3. 先日の議論の中で、外国政府よりJETROの海外事務所を廃止しないようにしてほしいとの旨の要望が出されたとの御発言があったが、今後具体的にどのようにして海外体制の見直しを進めていくのか。外国政府との関係の観点から、御説明願いたい。

(答)

海外事務所については、第二期中期目標期間においても、事務所ごとの業務実績等を踏まえ、第一期中期目標期間に引き続き配置を適切に行うための目標を設定の上、事務所の統廃合などによる経費削減等に取り組むとともに、機構が実施する重点事業分野における企業のニーズおよび政策的要請に十分対応できるよう引き続き再配置を検討する。特に、第二期中期目標期間中は、新興経済諸国を中心にネットワーク展開を検討していく。

上記の観点から海外体制の見直しを行った結果、閉鎖する事務所が所在する当該外国政府に対して個別に説明を行う。

なお、過去に海外事務所の存廃を巡り外国政府と交渉を行ったものとしては、欧州や中南米に在所したある事務所を廃止する旨を表明したところ、相手国の元首や閣僚から経済産業大臣や日本大使に対して存続要請があったものなどがあり、個別の説明が特に重要となっている。

4. 機構の行う各事業について、それぞれ、これまでどれだけの費用を費やし、定量的にどのくらいの効果が得られたのか、特に金額的な効果はどのくらいか、資料を示していただきたい。

(答)

機構の主要事業の予算額及び事業実績については別添資料のとおり。

なお、金額的な効果については、例えば、対日投資のフォローアップは売上高、雇用数などあるが必ずしも全数回答が得られるものではなく、企業の利益などの部分は必ずしも回答が得られない。輸出支援についても、件数は把握しているものの、その利益については、個別の企業情報であること、機構の行う事業に起因する数値のみを算出するのは困難であるといった理由から、回答を得るのが極めて難しいのが実情である。係る事情から、金額的な効果をとりとめるのは困難である。

第1期中期目標期間（平成15年10月1日～平成19年3月31日）における

日本貿易振興機構（JETRO） 主要事業一覧

| 主要事業 | 予算 (17年度) | 主な成果 |
|--|--------------|--|
| <u>対日直接投資の促進</u> 広報・情報発信 対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）の運営 地方自治体の誘致活動支援 | 1,127 百万円 | (17年度実績) 発掘案件 1,156 件 誘致成功 110 件 (40%が東京以外) |
| <u>中小企業等の輸出支援</u> 市場調査 展示会・商談会への出展支援 マッチング・商談支援 | 968 百万円 | (17年度実績) 輸出商談件数: 33,013 件 成約件数: 6,733 件 |
| <u>開発途上国支援</u> 展示会等の実施・参加 専門家派遣 実証事業の実施 | 1,062 百万円 | タイー村一品、メキシコ自動車産業、フィリピン技術者試験制度など |
| <u>先端技術分野のビジネスマッチング</u> バイオなどの新産業分野のネットワーク形成 展示会・商談会を通じたビジネスマッチング | 281 百万円 | 国際間ビジネス交流、国際産学官連携ネットワーク形成 |
| <u>海外経済情報の収集・調査・提供・発信</u> 国内外のネットワークを活用した経済情報の収集・提供 政策提言 貿易投資相談 ウェブサイト運営、出版事業、セミナー開催 | 2,214 百万円 | メキシコ、韓国などのFTA推進への協力 中国反日デモ影響調査など各種調査 |
| <u>我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援</u> 進出企業支援センター等の運営 模倣品・海賊版対策、現地政府等への意見具申・提言活動 ミッション派遣による情報提供 展示会・逆見本市 | 515 百万円 | 中国5か所の進出企業支援センター (15、16年度は上海のみに設置) 知財保護ミッションなど |
| <u>開発途上国経済研究活動</u> 基礎的・総合的研究 資料収集・情報提供 研究交流・人材育成 | 843 百万円 | 日韓経済連携研究、日・ASEAN 経済連携研究、日中経済・ビジネス 連携研究など |
| <u>その他</u> 対日アクセス 地域活性化 | 678 百万円 | 地方自治体による「国際経済交流」 の取組み支援など |

5. 先日のヒアリング時に、機構では、受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわれないこと、といった条件を満たす事業については、受益者負担を求めている旨の回答があったが、

1) 受益者の負担能力の算定方法、

2) 「事業目的が損なわれないこと」とは具体的にどのような場合が考えられるのか、

3) こうした基準は明文化されて存在するものなのか、(存在する場合は、その規程を御提出いただきたい。)

以上に関し、対日投資拡大事業、中小企業等国際ビジネス支援事業(輸出促進、在外企業支援、国際的企業支援)の各事業について、御説明いただきたい。

(答)

受益者負担を求める基準について明文化されたものはない。また、受益者の負担能力を数値として算定することは極めて困難である。しかしながら、次のような工夫をすることにより可能な限り受益者負担の確保に努めている。

(1) 対日投資の拡大事業においては、外国企業に対し日本を魅力的な投資先としてアピールすることが重要であり、有料化すると本来の事業目的が損なわれる懸念があるため基本的に受益者負担を求めていない。しかし、例えば、対日投資ビジネスサポートセンター(東京)では、事業目的を損なわないよう配慮しつつ施設利用料を求めるなど、受益者負担を求める工夫をしている。

(2) 中小企業等国際ビジネス支援事業では、例えば、海外展示会への出展支援を中心とした輸出支援業務において出展料の受益者負担を求めており、その際に受益者の負担能力を考慮し、大企業に比べ中小企業の負担を軽減するなど工夫をしている。

(3) 機構においては、受益者に負担を求める事業をメニュー化して示すことにより、受益者の利用の向上を図る工夫をしている。

- 6 . 対日投資ビジネスサポートセンターの運営につき、より適正な受益者負担を積極的に求めるべく受益者負担の改定を検討しているとの説明がなされたが、
- 1) 具体的にどのようなスケジュールで行う予定なのか、
 - 2) 改定後の受益者負担の基準についての現時点での見通し

(答)

対日投資ビジネスサポートセンターの運営については、現在、受益者負担の拡大を前提に料金体系の見直しを行っており、対日投資促進という政府目標への影響を見極めながら、第二期中期目標期間中に新料金体系の導入をしたいと考えている。

現在、対日投資ビジネスサポートセンターの受益者からは、通信費等の実費負担に加え、一定期間以上の利用に対して施設利用費を求めているところであるが、新料金体系の導入後はこれ以上の受益者負担額となる。